

No.	27	
原告(団)		
代表者		
原告数合計)		
原告の属性	震災当時、南相馬市小高区及び原町区の避難指示対象区に居住していた避難者	
訴訟名		
提訴日	平成26年12月19日	
原告数	344名	
裁判所	東京地方裁判所	
被告	東電	
弁護団	"小高に生きる!" 原発被害弁護団	
弁護団HP	なし	
主な請求の内容	現状回復	-
	慰謝料	①避難生活に対する慰謝料(月額20万円を避難指示の解除後3年を経過するまで)
	実損害	弁護士費用

※福島県内の地域は便宜上、原子力損害賠償紛争審議会の中間指針追補における「避難支持等対策区域」「自主的避難等対象区域」の定義に従い分類しています。